

あなたがお住まいの  
あま市・大治町・蟹江町  
で

# 下水道が利用できるようになりました!

平成22年  
4月より  
供用開始  
(一部地域)

下水道を利用するためには、「排水設備工事」を「指定工事店」で行う必要があります。  
アスカ設備株式会社は、あま市・大治町・蟹江町の「排水設備指定工事店」です。

## Q 排水設備工事って、どんな工事なの?

A 下水道利用のために、各家の宅地内で行う排水設備工事。  
工事内容は、各家の状況により異なります。

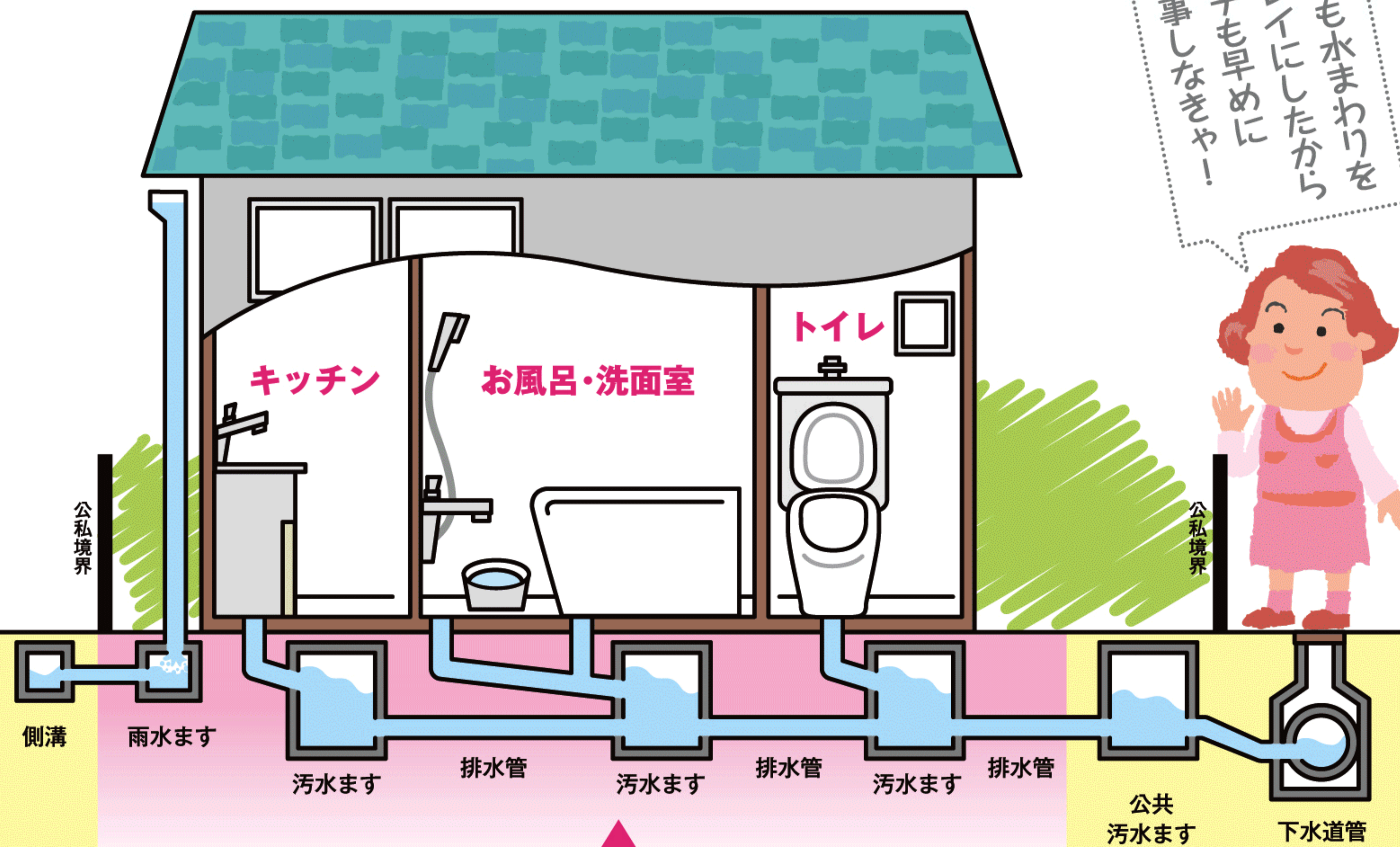
※詳しい工事内容は、アスカ設備株式会社の  
スタッフにおたずねください。

## Q 町へ申請する工事の手続きは どうすればいいの?

A 面倒な手続きは、指定工事店がすべて行います!  
だから… **アスカ設備株式会社に、  
全部おまかせ!**

## Q 排水設備工事は、 どこに頼めばいいの?

A 排水設備工事は、指定工事店でなければなりません。



### 個人で設置する排水設備

合併浄化槽を  
使用の場合

単独浄化槽を  
使用の場合

くみ取り便所を  
使用の場合

それぞれ工事内容がちがいます。

※くみ取り便所の場合、下水道が利用できるようになってから3年以内に水洗化する必要があります。

### 工事手続きの流れ

見積もりの  
依頼

お宅にうかがい、建物の排水設備の位置、「公共ます」の位置や配管の距離などを調べてから、ご家庭に合ったお見積もりをいたします。

指定工事店  
当社と契約

工事内容をご検討の上、ご契約ください。また、ご不明の点は、お気軽にご相談ください!

町へ  
書類提出・審査

あなたに代わって、当社が町に「排水設備等計画確認申請書」の書類を提出し、町の審査を受けます。また、「受益者負担金」の受益者申告書等の申請も、当社が手続きいたします。

工事の  
開始～完了

町から「計画確認書」の交付を受け、工事開始。完了後は当社より、町に「完了届」を提出。

町の  
完了検査

当社より、町に「下水道使用開始届」を提出。町の完了検査に合格し「検査済証」を交付されたら下水道の使用開始です。

下水道の使用開始

各地域によって  
おトクになる制度が異なりますので、  
当社スタッフまでお気軽にご相談ください

公共下水道  
町が設置・管理

住みやすさ  
きれいな  
町になるよ!